

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
2月25日
(金曜日)

目次

告示
 特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………一
 保安林指定の解除(長門市)(森林整備課)……………四
 防府都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
 公告
 土地改良区清算人の届出(農村整備課)……………四
 種畜証明書の交付(畜産振興課)……………四
 萩都市計画道路事業の施行(都市計画課)……………五



山口県告示第八十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年二月二十五日

山口県知事 二井 関成

一	区域	防府市			
二	検査の期日、場所等				
期	日	時	間	場	所
平成二三、	四、一三	午前一〇時から正午まで		防府市宮市福祉センター	

三	所在場所における定期検査の期間	実施する。	平成二十三年四月二十五日から同年六月三十日まで	山口県計量検定所において	
四	指定定期検査機関の名称	社団法人山口県計量振興協会			
一	区域	大島郡			
二	検査の期日、場所等				
期	日	時	間	場	所
平成二三、	五、一一	午後一時から午後二時まで		周防大島町自然休養村管理センター	

一	区域	大島郡			
二	検査の期日、場所等				
期	日	時	間	場	所
平成二三、	五、一一	午後一時から午後二時まで		周防大島町自然休養村管理センター	

区域	岩国市	検査の期日、場所等	時間	場所
一	岩国市	大島郡周防大島町大字地家室二	午後三時から午後三時三〇分まで	大島郡周防大島町大字地家室二 三六の三 佐連会館
二	岩国市	大島郡周防大島町大字沖家室島	午後四時から午後四時三〇分まで	大島郡周防大島町大字沖家室島 四八一 旧沖家室小学校
	岩国市	大島郡周防大島町大字油宇八	午前九時から午前一〇時まで	大島郡周防大島町大字油宇八一 一の一 油宇公民館
	岩国市	周防大島町役場油田出張所	午前一〇時三〇分から正午まで	周防大島町役場油田出張所
	岩国市	周防大島町役場和田出張所	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	周防大島町役場和田出張所
	岩国市	周防大島町役場日良居出張所	午後一時から午後三時まで	周防大島町役場日良居出張所
	岩国市	周防大島町役場白木出張所	午後三時三〇分から午後四時三〇分まで	周防大島町役場白木出張所 五八の六二 周防大島町商工会東和支所
	岩国市	周防大島町役場橘総合支所	午前九時三〇分から正午まで 及び午後一時から午後三時まで	周防大島町役場橘総合支所
	岩国市	周防大島町蒲野農村環境改善センター	午前一一時から正午まで	周防大島町蒲野農村環境改善センター
	岩国市	周防大島町沖浦農村環境改善センター	午後一時三〇分から午後三時まで	周防大島町沖浦農村環境改善センター
	岩国市	周防大島町大島文化センター	午前一一時から午後四時まで	周防大島町大島文化センター
	岩国市	周防大島町棕野公民館	午前九時三〇分から午前一〇時三〇分まで	周防大島町棕野公民館
	岩国市	周防大島町農業者健康管理センター	午前一一時から正午まで 及び午後一時から午後三時まで	周防大島町農業者健康管理センター
平成二十三年五月二十三日から同年七月二十九日までは、山口県計量検定所において実施する。				
三	岩国市	所在場所における定期検査の期間	平成二十三年七月四日から同月二十九日まで	
四	岩国市	指定定期検査機関の名称	社団法人山口県計量振興協会	

山口県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 解除に係る保安林の所在場所

長門市油谷伊上字大江一七三二の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

防府市

二 都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画道路事業三・四・四十松崎牟礼線

三 事業施行期間

平成十四年三月十五日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

防府市東松崎町、惣社町及び多々良一丁目



(四六) 土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十三年二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

退任した清算人

土地改良区の名称 氏 名 住 所

光市島田川土地改良区	小田 典和	光市大字浅江三
"	田村 浩昭	" 一七〇九
"	山本 正則	" 中村町二八番一〇号
"	山本 錠輔	" 大字三井二四〇五
"	池本 武彦	" 三井七丁目四番一四号
"	岡村 通夫	" 大字三井三一七
"	石川 宣正	" 上島田一丁目二番三三〇号
"	吉原 則行	" 島田五丁目一四番三三〇号
"	石丸 誠	" 上島田八丁目一番一五号
"	清水 敏彦	" 大字立野一三四八
"	西岡 宏道	" 大字小周防二七二七
"	田中 貢	" 一三六九

(四七) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十三年二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
第五号	生美英 臨(全和〇九子山黒二四六五〇黒毛和種七四九〇)			平成二二、二、八、二三、二	山 口 県	一級	美祿市伊佐町河原山口県農林総合技術センター
第六号	宝阿武九乃四 六(全和〇九子山黒二五二五八無角和種六六七一)			四、一		級外	" "

(四八) 萩都市計画道路事業の施行

萩都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十三年中国地方整備局告示第十号)があったので、次のとおり公告します。

平成二十三年二月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画事業の種類及び名称
萩都市計画道路事業三・四・五今魚店金谷線
- 二 施行者の名称
山口県
- 三 事務所所在地
山口市滝町一番一号
- 四 事業地の所在
萩市大字平安古町字平安古地内

平成二十三年二月二十五日
印刷

発行人所

山口県知事
山口市